

ひびき天然ガス発電所(仮称)設置計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 2 月

西部ガス株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所等	1
(4) 縦覧期間等	2
(5) 縦覧者数等	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	12

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、環境影響評価準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年12月14日（木）

(2) 公告の方法

平成29年12月14日（木）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。[別紙-1 参照]

- ・ 朝日新聞 （朝刊 27面 北九州版）
- ・ 毎日新聞 （朝刊 23面 北九州版）
- ・ 読売新聞 （朝刊 29面 北九州版）
- ・ 西日本新聞 （朝刊 20面 北九州版）

上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・ 自治体（福岡県、北九州市）ウェブサイト及び当社ウェブサイトにて、平成29年12月14日（木）から掲載した。[別紙-2、3、4、5 参照]

(3) 縦覧場所等

北九州市の自治体庁舎3か所、公共施設1か所、当社事業所1か所の計5か所にて縦覧及びインターネットの利用による公表を実施した。

① 縦覧場所

イ) 自治体庁舎・公共施設

- ・ 北九州市環境局環境監視部環境監視課（北九州市小倉北区城内1番1号）
- ・ 北九州市若松区役所総務企画課（北九州市若松区浜町一丁目1番1号）
- ・ 北九州市若松区役所島郷出張所（北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号）
- ・ 北九州市立文書館（北九州市小倉北区大手町11番5号）

ロ) 当社事業所

- ・ 西部ガス(株)北九州支社（北九州市小倉北区愛宕一丁目5番10号）

② インターネットの利用による公表

当社ウェブサイトにて環境影響評価準備書及び要約書を掲載した。[別紙-6 参照]

(4) 縦覧期間等

縦覧期間は、平成 29 年 12 月 14 日（木）から平成 30 年 1 月 22 日（月）までとした。

インターネットの利用による公表は、さらに縦覧期間終了後も平成 30 年 2 月 5 日（月）まで行った。

縦覧時間は、平日の以下の時間とした。また、公表は、掲載期間中の常時アクセスを可能な状況とした。

北九州市環境局 環境監視部環境監視課	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
北九州市若松区役所総務企画課	
北九州市若松区役所島郷出張所	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
北九州市立文書館	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
西部ガス(株)北九州支社	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで

(5) 縦覧者数等

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙への記載者数、環境影響評価準備書及び要約書を掲載した当社ウェブサイトへのアクセス数により、縦覧者数等を確認した。[別紙-7 参照]

① 縦覧者数（縦覧者記録用紙への記載者数）

縦覧場所での縦覧者の総数は 3 名であった。

イ) 自治体庁舎・公共施設

- ・ 北九州市環境局環境監視部環境監視課 2 名
- ・ 北九州市若松区役所総務企画課 1 名
- ・ 北九州市若松区役所島郷出張所 0 名
- ・ 北九州市立文書館 0 名

ロ) 当社事業所

- ・ 西部ガス(株)北九州支社 0 名

② 環境影響評価準備書及び要約書を掲載した当社ウェブサイトへのアクセス数

環境影響評価準備書及び要約書を掲載した当社ウェブサイトへのアクセス数は 854 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催地区	開催日時	開催場所	来場者数
北九州市	平成 30 年 1 月 18 日（木） 午後 6 時から午後 8 時まで	北九州市立若松市民会館 (北九州市若松区本町三丁目 13 番 1 号)	23 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 29 年 12 月 14 日（木）から平成 30 年 2 月 5 日（月）まで
(縦覧期間及びその後 2 週間とし、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

当社への郵送による意見書の提出により、環境の保全の見地からの意見を受け付けた。

意見書の提出方法は、公告及び当社ウェブサイトへの掲載に加え、説明会において来場者に環境影響評価準備書のあらましを配布し、お知らせした。

また、意見書用紙については、縦覧場所に備え付けると共に当社ウェブサイトからも入手可能とした。[別紙－8 参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 1 通（意見の総数：15 件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

○ 平成29年12月14日（木）掲載

- ・ 朝日新聞 （朝刊 27 面 北九州版）
- ・ 毎日新聞 （朝刊 23 面 北九州版）
- ・ 読売新聞 （朝刊 29 面 北九州版）
- ・ 西日本新聞 （朝刊 20 面 北九州版）

お知らせ

環境影響評価法に基づき「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書」の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成二十九年十二月十四日

西部ガス株式会社 代表取締役社長 酒見 俊夫

【事業者の名称】 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 西部ガス株式会社

代表者 代表取締役社長 酒見 俊夫

所在地 福岡県福岡市博多区千代二丁目十七番一号

【対象事業の名称 種類及び規模】

名称 ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画

種類 ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

規模 総出力百六十八万キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】

福岡県北九州市若松区向洋町三十八番五他

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

北九州市

【準備書の縦覧の場所 期間及び時間 並びに公表の方法】

一、縦覧場所・縦覧時間

- ・ 北九州市環境局環境監視部環境監視課
（福岡県北九州市小倉北区城内一番一号）
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- ・ 北九州市若松区役所総務企画課
（福岡県北九州市若松区浜町二丁目一番一号）
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- ・ 北九州市若松区役所島郷出張所
（福岡県北九州市若松区鴨生田二丁目一番一号）
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- ・ 北九州市立文書館
（福岡県北九州市小倉北区大手町十一番五号）
午前九時三十分から午後六時まで
- ・ 西部ガス株式会社 北九州支社
（福岡県北九州市小倉北区愛宕二丁目五番十号）
午前九時から午後五時四十五分まで

二、縦覧期間

平成二十九年十二月十四日（木）から
平成三十年一月二十二日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
（平成二十九年十二月二十九日（金）から
平成三十年一月三日（水）を除きます）

三、ホームページでの公表

弊社のホームページにおいて、平成二十九年十二月十四日から平成三十年一月五日までご覧いただけます。

【準備書について環境の保全の見地からの意見の提出】

一、意見書の提出

環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、弊社宛に書面にて郵送により意見書をお寄せください。

二、意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
- ・ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

三、意見書の提出期限

平成三十年二月五日（月）まで（当日消印有効）

四、意見書の提出先

〒八二一・八七〇七
福岡県福岡市博多区千代二丁目十七番一号
西部ガス株式会社 電力事業企画部 宛

【説明会を開催する日時及び場所】

日時 平成三十年一月十八日（木）
十八時から二十時まで

場所 北九州市立 若松市民会館 小ホール
（福岡県北九州市若松区本町三丁目十三番一号）

お知らせへのお問い合わせ先

西部ガス株式会社 電力事業企画部
TEL 〇九二・六三三・一四二二
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、午前九時から午後五時四十五分まで）

福岡県ウェブサイトに掲載したお知らせ

○ 平成29年12月14日（木）から掲載

トップページ > くらし・環境 > 自然環境 > 環境影響評価	
環境影響評価	
一般情報	
2017年12月14日更新	ひびき天然ガス発電所(仮称)設置計画の概要(自然環境課)
2017年9月1日更新	北九州管轄洋上ウインドファーム(仮称)の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	都市計画道路1・3・1号稚田大平線の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	九州カンヅリ一橋架設計画道路2号橋梁事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	都市計画道路久留米柳川線建設事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	福岡都市計画道路1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	一般国道208号大川橋梁道路(有明海沿岸道路)建設事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	新門司南地区公有水面埋立事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	飯川(はらいがわ)水系伊良部ダム建設事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	筑後川水系小石原川ダム建設事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	福岡県東土地区画整理事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の概要(自然環境課)
2017年3月14日更新	福岡県中部工業団地造成事業の概要(自然環境課)
2016年12月9日更新	(仮称)福岡都市計画道路1・4・1号 都市基盤道路2号橋梁事業の概要(自然環境課)
2016年12月1日更新	新門司沖土砂処分場(仮称)公有水面埋立事業の概要(自然環境課)
2016年9月9日更新	福岡空港滑走路増設事業の概要(自然環境課)
2016年9月9日更新	若田渡松山地区土砂処分場公有水面埋立事業の概要(自然環境課)
2016年9月9日更新	環境アセスメント(環境影響評価)(自然環境課)
2016年4月15日更新	新門司沖土砂処分場(仮称)公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見について(自然環境課)

[トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [自然環境](#) > [環境影響評価](#) > [ひびき天然ガス発電所\(仮称\)設置計画の概要](#)

ひびき天然ガス発電所(仮称)設置計画の概要

いいね！0

[ツイート](#)

[印刷用ページを表示する](#)

掲載日: 2017年12月14日更新

事業者	西部ガス株式会社	
事業地域	北九州市若松区	
事業の種類	火力発電所の設置	
事業規模	総出力168万キロワット	
配慮書の送付日	平成26年3月24日	
配慮書の縦覧	縦覧期間	平成26年3月25日から同年4月24日まで
	縦覧場所	北九州市環境局環境監視部環境保全課、北九州市若松区役所総務企画課、北九州市若松区役所島郷出張所、北九州市立図書館、西部ガス株式会社北九州支社
北九州市長意見提出日	平成26年5月30日	
方法書の送付日	平成27年1月15日	
方法書の縦覧	縦覧期間	平成27年1月16日から同年2月16日まで
	縦覧場所	北九州市環境局環境監視部環境保全課、北九州市若松区役所総務企画課、北九州市若松区役所島郷出張所、北九州市立図書館、西部ガス株式会社北九州支社
県知事意見提出日	平成27年5月25日	
準備書の送付日	平成29年12月13日	
準備書の縦覧	縦覧期間	平成29年12月14日から平成30年1月22日まで
	縦覧場所	北九州市環境局環境監視部環境監視課、北九州市若松区役所総務企画課、北九州市若松区役所島郷出張所、北九州市立図書館、西部ガス株式会社北九州支社

[西部ガス株式会社ホームページへ\(外部リンク、新しいウィンドウで開きます\)](#)

北九州市ウェブサイトに掲載したお知らせ

○ 平成29年12月14日（木）から掲載

ひびき天然ガス発電所(仮称)設置計画環境影響評価準備書の縦覧について

シェア S ツイート

環境影響評価準備書の縦覧を以下のとおり行っています。

縦覧場所・縦覧時間

- (1) 環境局環境監視課
北九州市小倉北区城内1番1号(市役所本庁舎10階)
8時30分から17時15分まで
- (2) 若松区役所総務企画課
北九州市若松区浜町一丁目1番1号
8時30分から17時15分まで
- (3) 若松区役所島郷出張所
北九州市若松区嶋生田二丁目1番1号
8時30分から17時まで
- (4) 北九州市立文書館
北九州市小倉北区大平町11番5号
9時30分から18時まで
- (5) 西部ガス株式会社北九州支社
北九州市小倉北区愛宕一丁目5番10号
9時から17時45分まで

縦覧期間

平成29年12月14日(木曜日)から平成30年1月22日(月曜日)まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。)

ホームページでの準備書の公開・意見書の提出

事業者(西部ガス株式会社)のホームページで準備書を公開しています。
準備書に対する意見の提出方法については、同ページでご確認ください。

[西部ガス株式会社のホームページへ\(外部リンク\)](#)

準備書についての説明会

事業者(西部ガス株式会社)が、準備書についての説明会を開催します。

日時
平成30年1月18日(木曜日)18時00分から20時00分まで

場所
若松市民会館小ホール(若松区本町3-13-1)

[西部ガス株式会社のホームページへ\(外部リンク\)](#)

このページの作成者

環境局環境監視部環境監視課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話:093-582-2290 FAX:093-582-2196
[メールを送信\(メールフォーム\)](#)

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ（1）

○ 平成29年12月14日（木）から掲載



「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画
環境影響評価準備書」の届出について

平成29年12月13日

西部ガスは、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を経済産業大臣に届け出るとともに、福岡県知事及び北九州市長に送付しましたのでお知らせします。

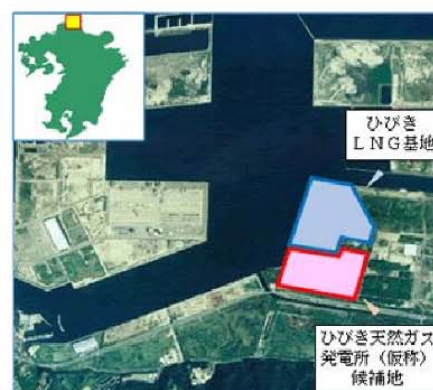
弊社は平成26年1月から天然ガス火力発電の事業化調査を行っており^{（※1）}、本件は、この一環として実施している環境アセスメント^{（※2）}の手続きによるものです。

当準備書及び要約書は、環境影響評価方法書手続きでのご意見を踏まえて、環境影響評価の項目や手法を決定し、それに従って調査・予測・評価を行い、その結果を取りまとめたものです。

なお、当準備書の縦覧・説明会等の詳細については、参考資料「準備書の縦覧・説明会等について」をご参照願います。

《ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画の概要》

- 発電方式 ガスタービンコンバインドサイクル
- 発電容量 最終168万kW（42万kW×4基）
- 燃料 天然ガス
- 冷却方式 冷却塔方式（工業用水使用）
- 事業開始目標 平成34年度
- 事業候補地 ひびきLNG基地の隣接地 約21.5万㎡
（北九州市若松区向洋町）



（※1）平成26年1月27日公表

（※2）環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して関係者・団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度

以上

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ（2）

《参考資料》

準備書の縦覧・説明会等について

1. 準備書の縦覧及び公表

(1) 縦覧場所・縦覧時間

- ・北九州市環境局環境監視部環境監視課（北九州市小倉北区城内1番1号）
午前8時30分から午後5時15分まで
- ・北九州市若松区役所総務企画課（北九州市若松区浜町一丁目1番1号）
午前8時30分から午後5時15分まで
- ・北九州市若松区役所島郷出張所（北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号）
午前8時30分から午後5時まで
- ・北九州市立文書館（北九州市小倉北区大手町11番5号）
午前9時30分から午後6時まで
- ・西部ガス株式会社 北九州支社（北九州市小倉北区愛宕一丁目5番10号）
午前9時から午後5時45分まで

(2) 縦覧期間

- ・平成29年12月14日（木）から平成30年1月22日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（平成29年12月29日～平成30年1月3日）は除きます。）

(3) ホームページでの公表

- ・準備書及びその要約書は、当社ホームページにおいても平成29年12月14日（木）から平成30年2月5日（月）までご覧頂けます。
詳細は[こちら](#)

2. 準備書説明会の開催について

準備書説明会を以下の通り開催します。

- ・日時 平成30年1月18日（木） 午後6時～午後8時
- ・場所 北九州市立若松市民会館（北九州市若松区本町三丁目13番1号）
○受付および開場は、説明会開始1時間前の午後5時から行います。
○説明会の参加にあたって、事前のお申込みは不要です。

3. 意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、弊社宛に書面にて郵送により意見書をお寄せください。

[意見書の様式（PDF形式）](#)

[意見書の様式（WORD形式）](#)

- (1) 提出期限 平成30年2月5日（月）まで〔当日消印有効〕

- (2) 意見書の提出先

〒812-8707 福岡市博多区千代一丁目17番1号
西部ガス株式会社 電力事業企画部 宛

（注）意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

4. お問い合わせ先

西部ガス株式会社 電力事業企画部
電話092-633-2412

（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時から午後5時45分まで）

以 上

当社ウェブサイトに掲載した環境影響評価準備書

○ 平成29年12月14日（木）から平成30年2月5日（月）まで掲載



ひびき天然ガス発電所(仮称)設置計画 環境影響評価準備書
〔閲覧期間:平成29年12月14日(木)～平成30年2月5日(月)〕

環境影響評価準備書

表紙・目次

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章	対象事業の目的及び内容
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章	計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果
第5章	配慮書に対する関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解
第6章	配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第7章	環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
第8章	方法書についての意見と事業者の見解
第9章	方法書に対する経済産業大臣の勧告
第10章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第11章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
第12章	環境影響評価の結果
12.1.1	大気環境
12.1.2	水環境
12.1.3	動物
12.1.4	植物
12.1.5	景観
12.1.6	人と自然との触れ合いの活動の場
12.1.7	廃棄物等
12.1.8	温室効果ガス等
12.2	環境の保全のための措置
12.3	事後調査
12.4	環境影響の総合的な評価
第13章	環境影響評価準備書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価準備書(要約書)

環境影響評価準備書(要約書)

環境影響評価準備書のあらまし

環境影響評価準備書のあらまし

※ファイルのダウンロード及び印刷は、「環境影響評価のあらまし」のみに限らせて頂きます
※「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価準備書(要約書)」は、閲覧期間を過ぎますとご覧になれません

以上

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

西部ガス株式会社

環境影響評価準備書に係る縦覧簿

この環境影響評価準備書は、環境影響評価法第 16 条の規定に基づき、縦覧を行うものです。

縦覧にあたっては、図書の紛失・盗難防止のため、縦覧簿に氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をご記入の上、縦覧を行ってください。

なお、ご記入頂いた個人情報、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはございません。

図書の名称：ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書

縦 覧 場 所：

記入日 平成 年 月 日

氏 名 (法人その他の団体にあつて はその名称、代表者の氏名)	
住 所 (法人その他の団体にあつて は主たる事務所の所在地)	

縦覧場所への備え付け及び当社ウェブサイトより入手可能とした意見書用紙

(No.)

「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書」に対する意見書

平成 年 月 日

〒

ご住所

ふりがな

ご氏名

連絡先

環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の項目	意見の内容及びその理由

意見の項目の例

事業計画、環境全般、大気質、騒音・振動、水環境、動物・植物、景観、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物、その他

【備考】

- 意見書：環境影響評価法第 18 条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。
なお、1 枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページをふり、2 枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 提出先：〒812-8707 福岡市博多区千代一丁目17番1号
西部ガス株式会社 電力事業企画部 宛
- 提出期限：平成 30 年 2 月 5 日（月）[当日消印有効]

【注】

- ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。
- 弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対し意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は15件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、環境影響評価準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原則、原文のまま記載した。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1 環境全般

No.	意見の概要	事業者の見解
1	アンモニア ① 五井LNG火力方法書準備書についての知事意見についての事業者回答で「脱硝装置のアンモニアとNOxはモル比で1:1で反応することからアンモニア濃度はNOxと同じ4.5ppm以下」とあります。PM2.5の生成を考えるとこのアンモニア濃度が重要です。ひびき発電所では、どの程度アンモニアが煙突から排出されているのでしょうか。また、新設の発電所ではどの程度なるのでしょうか。既に欧州では、PM2.5対策として、規制が始まっている国もあります。	本事業において、脱硝装置のアンモニアとNOxはモル比1:1で反応することからアンモニア濃度はNOxと同じ5ppm以下で排出され则认为しております。 なお、本事業以外の新設の発電所に関する情報につきましては、持ち合わせておりません。
2	土壌汚染 ② 準備書2.2-20で「廃棄物等で埋め立てられた造成地に起因する土砂、汚泥、がれきが混在しており、掘削に伴う発生土に混在した再利用不可能な土砂（廃棄物）約3.2万m³は廃掃法に基づき、産業廃棄物として処理業者に委託して処分する」とあります。土壌汚染の可能性を明らかにしています。土壌汚染対策法では、3000m²を超える土地（ひびき発電所の敷地面積は21.5万m²）の形質の変更を行おうとするものに対しては届出義務があります。通常、事業者が自主的調査を行うのですが、手続きは踏まなくてよいのでしょうか。	ご意見の通り、環境影響評価対象事業の有無に関わらず、3,000 m²以上の土地の形質変更を行う者（通常は工事発注者）として、工事着工 30 日前までに土壌汚染対策法第4条に基づき、届出を行います。
3	③ 土地利用履歴で「最終処分場跡地の指定区域に指定されていない」と記されています。しかし、「約3.2万m³の廃棄物を処理業者に委託して処分する」とあるのは、矛盾しているのではないのでしょうか。最終処分場跡地の指定区域にしてする場所ではないのでしょうか。「最終処分場形質変更に係る施行ガイドライン」（環境省HP）に従って、造成工事をすすめるべきではないのでしょうか。指定されなかった経緯を明らかにするとともに、法に矛	対象事業実施区域は、昭和26年に公有水面埋立の免許を取得し、以降埋立が行われ、平成12年に竣工しました。平成17年に産業廃棄物処理施設設置許可を取得しましたが、利用実績はなく、平成25年9月に産業廃棄物最終処分場の廃止手続きを完了しています。その後、平成25年10月に当社が土地を購入し、現在は未利用の更地となっています。 「約3.2万m³の廃棄物を処理業者に委託して処分」とは、当時の公有水面埋立柱材（土砂、

No.	意見の概要	事業者の見解
	盾しないのか、見解を述べて下さい。	汚泥、がれき類等）が、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律にて、掘り起こしたものは廃棄物と区分される可能性があることから、所管する自治体と協議を行った結果、工事に際しては、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（環境省）に準じ、適切に施工管理及び搬出処分を行う予定です。
4	④ 土地利用履歴には「1951 年公有水面埋立の免許を取得。以降埋立が行われ、2000 年竣工。平成 17 年産業廃棄物処理施設設置許可を取得してが、利用実績はなく、2013 年 9 月に産業廃棄物処分場の廃止手続きを完了。2013 年 10 月に当社が購入」と記されています。産業廃棄物処分場としての実績はないのですが、それ以前の埋立時、どのようなもので埋め立てられたか明らかにされていません。このような履歴を明らかにすれば、土壤汚染対策法、廃掃法の適用を可否が明らかになると考えます。3.2 万 m ³ の廃棄物の搬入をどのように考えるのでしょうか。	
5	緑地 ⑨ 工場立地法では、緑地の定義として「一定面積以上の区画された土地に単位面積あたりの高・低木の本数（植栽密度）および管理された地被植物で被われた土地」と定められています。そして、その機能として生態系の一部としての緑地（気象緩和、大気浄化、保水等の環境調節機能）緩衝物としての緑地（防塵、防音等の緩衝機能、防災機能、広場、コミュニティ等の場所的機能）等があげられています。ひびき発電所の緑地は、どのような機能を持つと考えているのでしょうか。騒音、低周波音対策として位置づけていますか。	本発電所の緑化に当たっては、工場立地法に基づき、必要な緑地を整備するとともに、維持管理に努める計画としております。 樹種については、周辺環境で生育している工場立地に適した郷土種、野鳥の食餌木を採用し、高木層～草本層の階層構造を有する樹林地を形成することにより、動植物の生息・生育環境の創出を図る計画としました。また、敷地外周には盛土を整備し、自然災害の影響も考慮して、盛土の強度を増すような植栽の方法を検討すると共に、景観に配慮した計画としました。また、当社グループでは、ナーセリーで大切に育てた苗を、対象事業実施区域を含めた周辺に植樹する緑化活動の一環として「ひびきの森緑化活動」に取り組んでいます。 なお、形成された緑地は、防音等の緩衝機能として期待できますが、騒音、低周波音の予測については、緑地による低減効果は考慮していません。

2 騒音・振動・低周波音

No.	意見の概要	事業者の見解
6	低周波音 ⑩ 低周波音については、環境基準が設定されていません。「2014年12月26日付、低周波音問題対応の手引き書における参照値の再周知について環境省水・大気環境局大気生活環境室」では、「参照値は、環境保全目標値として策定したものではない。参照値以下であっても低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度であるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である」と記されています。 準備書では、「予測値は参照値以下である、予測手法の不確実性は小さい、発電所設備配置計画の工夫や防音壁設置等の実効性のある環境保全措置をとる」として事後調査もなく、環境監視の項目にも入っていません。環境省の見解に従えば、環境監視として、低周波音の測定、健康被害の聞き取り調査をすべきではないのでしょうか。	低周波音については、施設の稼働（機械等の稼働）による影響を環境影響評価項目として選定し、火力発電所環境影響評価で実績のある手法により予測を行っており、準備書に記載した保全措置を講じることで、低周波音による影響は生じないものと考えております。 なお、今後、周辺の皆様から低周波音に関する申し出等があった場合には、真摯に対応させていただきます。
7	⑪ 2017年12月21日、消費者安全調査委員会は「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 家庭用コージェネレーションから生じる運転音により、不眠等の症状が発生したとされる事案」を提出しました。 http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/index.html 家庭用コージェネで訴えがあった73件(2009年9月から2017年9月まで)中、調査の協力が得られた8件について現地実態調査を実施、人体への影響を分析し、環境省へは「現場での音の測定値が「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」以下であっても低周波音の影響の可能性について慎重な判断を要する場合があることを、引き続き周知徹底すること。」経産省へは「家庭用コージェネの運転音に含まれるピーク周波数の音圧レベルの低減に一定の効果が	

No.	意見の概要	事業者の見解
	みられたことを示した本報告書も参考にしながら、家庭用コジェネの運転音の改善の検討を続けるよう、製造事業者を促すこと。」等の意見を提出しました。 風力発電についての環境影響評価では、低周波音について、卓越周波数、純音が問題になっています。(ヒートポンプ給湯機では認めざるを得なくなっています)これは、以前から汐見文隆さんが指摘してきた「参照値以下であつてもピークがあれば、健康影響があらわれる」という主張を認める規制が海外でも始まったためです。 この報告書ではF F T分析(どの周波数の音がどの程度含まれているか)を実施し、ピーク周波数(前後の周波数を比べて音圧レベルが6 dB以上。純音、卓越周波数とも呼ぶ)を取り出し、健康被害との関連性を考察しています。このような分析を行うべきではないのでしょうか。	
8	⑫ 低周波音の現況値は、平日2015年11月15日、休日11月19日だけのデータですこの2日間で環境の現状と判断出来るのでしょうか。風向き、気温によって大きく変化します。また、風力発電所、エヌエスウインドパワーひびきは稼働していたのでしょうか。低周波音の重要な発生源です。	調査は、対象事業実施区域及びその周辺地域の実態を考慮した適切な時期として、方法書審査を経た後、現地調査期間1年間における低周波音の状況を代表する2日(平日、休日の各1日)を選定し行ったものです。 調査結果は、低周波音の状況を把握できているものと考えております。

3 水環境

No.	意見の概要	事業者の見解
9	水環境 ⑤ 冷却塔循環水の水質管理で、スライム防止剤として、次亜塩素酸ソーダを利用することが明らかにされています。火力発電所で海水を利用する冷却方式では、貝類の付着防止剤として利用されていますが、排水口で検出されないという対策がとられています。ひびき発電所では、対策をとらないのでしょうか。	本事業は、プラント排水及び冷却塔ブロー水は排水処理装置により、生活排水は浄化槽により適切に処理を行った後、既設排水口から公共用水域(ひびき川を経由し海域へ)へ排出する計画としています。 冷却塔循環水へ注入するスライム防止剤については、次亜塩素酸ソーダを使用することから、排水処理装置にて残留塩素を適切に処理する計画です。

4 動物・植物

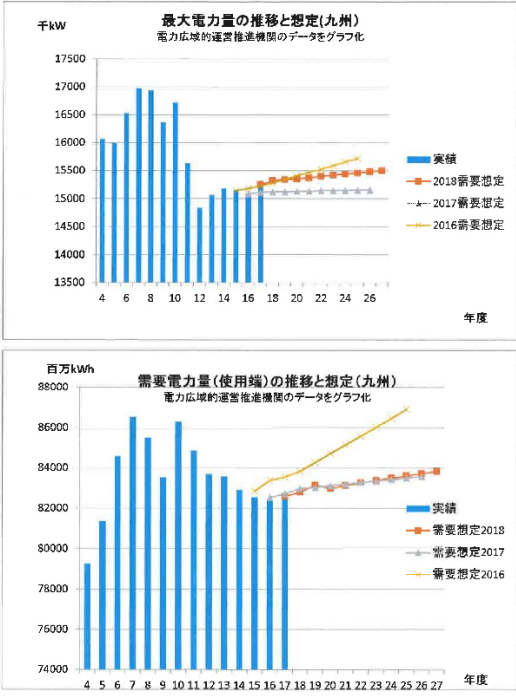
No.	意見の概要	事業者の見解
10	動物・植物 ⑥ 北九州市の方法書に対する意見についての回答で、冷却塔排水によるひびき川の温度上昇が明らかにされています。また、準備書では、仮設沈殿槽などで、汽水域に生息する重要種カワツルモやリュウノヒゲモの存在が明らかにされています。これらは、ひびき川にも生息している可能性があります。ひびき川に住む魚、昆虫、植物への影響を明らかにすべきです。	ひびき川は、人工的に整備された法面コンクリート構造の水路で、雨水、生活系・産業系排水が流入する普通河川です。また、施設の稼働に伴う一般排水によるひびき川の水温上昇は表層付近に限られ、一般排水とひびき川の既存流水との水温差は、河口に到達するまでに冬季は0.7℃、夏季は0.4℃に低減すると予測しています。これらのことから、施設の稼働に伴う一般排水によるひびき川に生息・生育する生物への影響はほとんどないものと考えております。
11	⑦ 福岡県の絶滅危惧種1 Bある「カワツルモ」が、雨水排水用の溝にできた溜まり、仮設沈殿槽において10群発見されています。その対策として「改変により、生育場所が消滅するが工事開始前に生育の有無を確認し、生育が確認された場合は必要に応じて専門家の助言を受け、適地への移植や播種を実施する」と記されています。ミゾコウジュやリュウノヒゲモは響灘ビオトープでも確認されていますが、カワツルモは確認されていません。どこを適地と考えられているのでしょうか。適地が見つからなければ、工事計画を変更すべきです。また、工事開始とは、どういう意味なのでしょうか。着手として、造成工事などが始められる場合が多々あります。それまでの保護、状況把握が必要なのでないのでしょうか。	準備書p. 699に記載している文献情報によると、カワツルモとリュウノヒゲモはいずれも淡水域から汽水域に生育する沈水植物とされています。また、現地調査において、両種は同じ環境である雨水排水用の溝で生育を確認しました。これらの生態情報や実際の現地での生育環境を踏まえると、カワツルモの生育適地はリュウノヒゲモと同様の環境であると考えられます。 対象事業実施区域で生育を確認したカワツルモ等の重要な植物種については、掘削や地盤改良等による敷地の整地により生育地を改変する前に改めて生育の有無を確認し、生育が確認された場合は、必要に応じて専門家の助言を受け、適地への移植等を実施するとともに、育成状況の把握を行い、種の保全に努めます。
12	⑧ カワツルモやリュウノヒゲモが生息している場所には、昆虫の重要種が多く生息しています。コガムシ、コオイムシ、ケシゲンゴロウなどです。「沈殿槽は工事により改変されるが、人工的な管理を行っている場所であり、一時的に飛来したと考えられる」として、対策を施さないことになっています。地歴を読めば、埋立地、産業廃棄物の処分場等の排水路、	対象事業実施区域は、公有水面を埋め立て造成された工業用地であり、平成23年に整地（雨水排水用の溝、仮設沈殿槽の設置を含む）した土地です。それ以降は、定期的な除草、水抜き等の維持管理を行っており、対象事業実施区域に生息・生育する動植物は、そのような状況下で周辺から入り込んだものです。

No.	意見の概要	事業者の見解
	沈殿地が長い間に生物の棲息の場所を提供する場所になったことも考えられます。植物、昆虫の重要種がこれだけある場所ですから、生息場所の成因を考え、全体を保護するような対策を立てるべきです。	現地調査で確認した重要な種については、確認位置が人工的な管理を行っている場所であり、一時的に飛来したものと考えられること、また、対象事業実施区域の周辺には北九州市が運営する北九州市響灘ビオトープ等、生息に適した環境が分布していることから、本事業の実施による影響は小さいものと考えております。

5 二酸化炭素

No.	意見の概要	事業者の見解
13	二酸化炭素 ⑬ 省エネ法のベンチマーク指標Bは、電気事業者に対する二酸化炭素削減規制の一つの指標です。事業者毎の火力発電所に限った2030年の数値目標です。西部ガス株式会社の場合、他に火力の自主電源があるのでしょうか。また、ひびき発電所の運開で何%が見込まれるのでしょうか。	当社は、現在、火力の自社電源は所有しておりません。 本事業では、「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況（BATの参考表）」（平成26年4月）における「(B) 商用プラントとして着工済みの発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」の天然ガス火力に相当する発電効率の高いガスタービンコンバインドサイクル発電方式の採用に努めるものとしています。 よって、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に基づく新設火力の高効率化に向けた発電効率の新設基準を満たすものと考えております。

6 その他

No.	意見の概要	事業者の見解
14	その他 ⑭ ひびき発電所の事業化の判断がされないまま、準備書手続きが行われています。これまでの手続きでは、旧電力が需要予測に基づいて発電所立地を計画していました。また、電力自由化が部分的に始まると、旧電力が火力入札を行い、需要予測に基づいて、入札電源を決定していました。必要な電源を立地するという流れがありました。 グラフに示した通り、電力広域的運営推進機関の需要予測では、最大電力量(送電端)は低迷し、10年後でも、2011年程度でしかありません。また需要電力量(使用端)も同様の需要低迷が予測されています。発電所立地は、必要な電源のためにすべきです。需要予測にもとづいて、ひびき発電所の必要性をどう考えられますか。 	本事業は、他の化石燃料に比べて発熱量当たりの二酸化炭素排出量が少ない天然ガス(LNG)を燃料とする発電効率の高いガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用することにより、環境負荷の低減に貢献します。 また、「地球温暖化対策計画」(平成28年 環境省)では、火力発電の高効率化等により「新設の発電設備について、発電設備単体で、エネルギーミックスで想定する発電効率の基準を満たすことを求める」とあり、エネルギーミックスについては、「長期エネルギー需給見通し」(平成27年 経済産業省)において、「LNG火力は高効率化を進めつつ、2030年度の電源構成に占める割合を27%程度にすること」としています。よって、低効率の発電所は低稼働又は停止していくものと考えます。 本事業は、国の政策と整合しており、かつ環境負荷が小さい発電事業を実現するため、日本全体としての二酸化炭素排出量の削減に寄与できるものと考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
15	⑮ 毎日新聞2017. 12. 14によると、「2014年1月に事業化に向けた調査開始、2016年7月に運転開始を2020年から2021年に先送り、2017年12月に再度2022年に先送り」と当初より、2年も先送りになっています。 「売電先として九州電力と交渉していく中で、九州電力側も最新鋭の天然ガス火力発電所の必要性を認識していると思う。一方、卸電力市場など制度改革もまだまだ動いている。容量市場の制度設計や石炭火力発電所の位置付け、九州電力の老朽火力発電所のリプレイスなどいろいろな要素があり、先行きが不透明な状況が続いている。環境アセスメントは今夏終了する予定だが、すぐに着工というのはなかなか難しい」（電気新聞2018年1月10日 [ニュース・インタビュー]西部ガス社長・酒見俊夫氏） と売電先も確定してないような報道もあります。 環境問題で決定的なのは、環境影響評価の手続きで間があくことです。すなわち、方法書段階で調査項目、調査地点等を決めますが、その間の研究、地域での調査などで新たな知見が得られても反映されないことです。さらに、準備書の手続きを経て評価書が確定すると、事業に大きく変化がないかぎり、何年も先まで、その環境影響評価が認められることです。この懸念を避けるためには、環境影響調査終了から何年か経過したら、一端計画を取り下げるべきです。	当社の「工事期間及び工事工程」は、準備書記載（P12）の通りです。 本計画は、環境影響評価法及び電気事業法に則り進めさせていただきます。